



かすみがうら市ブランド化推進会議は、市内産農林水産物やその加工品の中から、市推奨品「湖山の宝」としてふさわしいものを審査の上、認定します。認定されると、推奨証のロゴマークの使用をはじめ物産展への優先出展や市ホームページ等での情報発信など販売促進につながる支援を受けることができます。(3年有効・更新有り)

☎ ブランド化推進会議事務局(農林水産課内)
☎ 029-897-1111(内線 2504)

推奨品として認定するもの

市内に住所または事業所がある生産者と団体による市内の農林水産物またはその加工品で、市の推奨品として、その認知・信頼性を高め、需要拡大の促進や市の産業振興に資すると認められるもの。応募条件は以下のとおり。

農林水産物

①～⑤のいずれかに該当する農林水産物で「霞ヶ浦」の環境にやさしい農林水産業に取り組んでいることが認められるもの。

- ① いばらきみどり認定を受けているもの
- ② 有機農産物であるもの
- ③ 茨城県特別栽培農産物の認証を取得しているもの
- ④ 基礎 GAP などに取り組むとともに、環境負荷の少ない農業に取り組んでいると認められるもの
- ⑤ 国または県において催された展示会・品評会などで入賞したもの

加工品

① および②のいずれにも該当するもので、市特産品となりうるもの。

- ① 品質が優秀であると認められるもの
- ② 郷土色が豊かなもの

申込期限: 12月4日金

お申し込み先: ブランド化推進会議事務局(農林水産課内)

※認定審査については令和9年1月以降に実施予定。
※申込用紙は、市農林水産課窓口での設置のほか、市ホームページにおいてダウンロードできます。

オレンジリボン・児童虐待防止推進

キャンペーン

子ども家庭庁では、毎年11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」と位置づけ、全国的に児童虐待防止の啓発活動が実施されます。

オレンジリボン運動とは?

子ども虐待防止シンボルマークのオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより虐待のない明るい社会を築くことを目指しています。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

児童相談所
虐待対応ダイヤル



いちはやく
☎ 189

親子のための
相談 LINE ▶



☎ 子育て支援課子ども未来室(市民窓口センター)

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者がより良い老後生活を過ごすことができるよう、国民年金に上乗せして受給できる公的な年金制度であり、他の年金制度よりも農業者にとって有益なものになっています。

☎ 農業委員会事務局(霞ヶ浦庁舎)

1 農業者の方は誰でも加入可能



加入資格: 農業者で、次の条件をすべて満たす方

- ① 20歳以上65歳未満の方(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)
- ② 年間60日以上農業に従事している方
- ③ 国民年金第1号被保険者の方(保険料納付免除者を除く)

2 少子高齢時代に強い年金



積立方式・確定拠出型

加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額(年金給付原資)により将来受け取る年金額が決まります。保険料は、月額2万円から6万7千円までの間で自由に決められ、いつでも見直し可能です。

3 終身年金+死亡一時金



農業者年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。80歳到達月前に亡くなられた場合には、亡くなった翌月から80歳到達月までに受け取る予定であった農業者年金の現在価値に相当する額が死亡一時金としてご遺族に支給されます。

4 税制面での優遇措置



支払った保険料は、ご家族分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税、住民税、復興特別所得税の節税につながります。
また、保険料などの年金資産に対する運用益も非課税です。さらに、被保険者または受給者が死亡した場合に、遺族に支給される死亡一時金も非課税となります。

5 保険料の国庫補助



一定の要件を満たす農業者には保険料が月額2万円で固定され、最高1万円の国庫補助を受けることができます。

詳細は「農業者年金基金」のホームページをご覧ください ▶

